

(3) 循環かんがいの実施

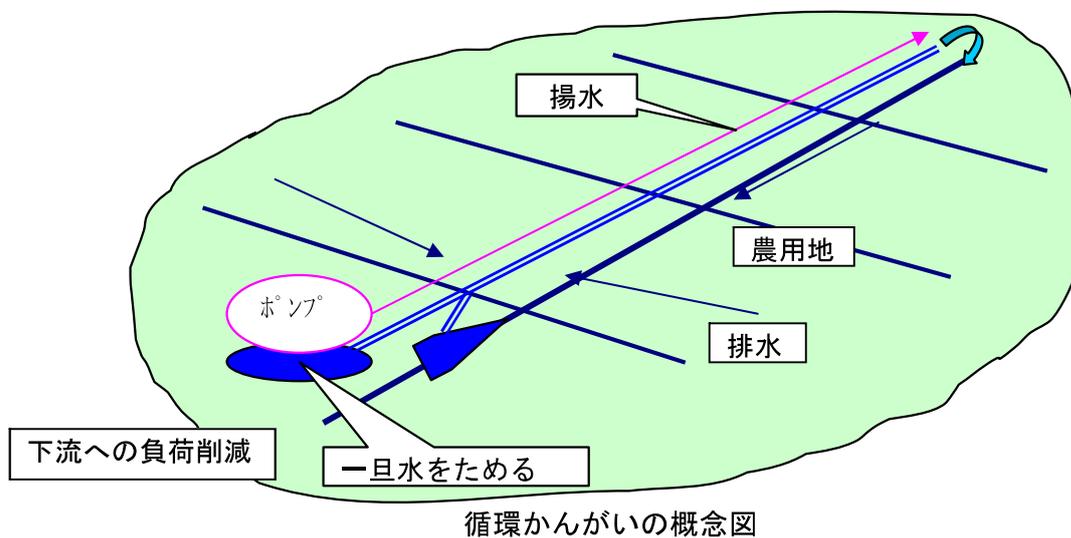
地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

【活動のねらい】

循環かんがいは、地区内排水路の流末に設けた池や排水路等に循環かんがいポンプを設置し、パイプライン等を通じて地区内の水田からの排水を再度、同地区で利用するものです。

【活動の内容】

循環かんがいを実施することにより、窒素・リン等の地域外への流出負荷が削減されます。



【配慮事項】

循環かんがいで、自然流下型のかんがいより以下の点で施設の管理に手間がかかります。

- ・ポンプアップするための動力費(電気代)
- ・池や排水路等に堆積した土砂等の排除（地区によっては、土砂等の堆積が多いため、土砂揚げ等の管理作業に多くの労力を要する事例も見られます。）

また、地域で調整が必要な事項としては、以下の点が考えられます。

- ・循環かんがいをを行う場合は、排水路の水位上昇により生産調整栽培への影響がある場合があります。これに関する理解を得ることが必要です。
- ・堰を閉めている間は、魚が遡上できないことから、漁業組合との調整も必要です。

【循環かんがいの実施】

～活動例 1～

・活動対象

農用地（192ha）

・活動内容

本地区は、下流に閉鎖性水域である湖を控えており、水質保全の観点から、循環かんがいの取り組みを開始しました。そこで、市町村、水土里ネット、関係集落で構成する田園水環境推進協議会を設立し、「流域田園水循環支援事業実施計画」を作成しました。

実施計画は、

- ・ 循環かんがい施設の運用・管理
- ・ 農業排水対策のための啓発
- ・ 地域ぐるみの活動の推進

等を内容とします。

なお、循環かんがいの末端に位置する集落の排水路では、泥上げが頻繁に必要となることから、非農家も含めて集落で作業が実施されています。

・活動時期

かんがい期（4月～9月）

・参加者

農業者と非農業者



集落での泥上げ作業

～活動例 2～

・活動対象

農用地（150ha）

・活動内容

本地区は、下流に湖があり、地区周辺を含め約 500ha の農用地排水を浄化する目的で取り組みを行っています。本地区では、農業排水の循環かんがい利用の他に、浄化型排水路等を組み合わせる水質保全対策が取られています。

・活動時期

通年

・参加者

農業者と地域住民